

滋 精 保 福 第 195 号

平成 19 年(2007 年) 10 月 12 日

関係機関の長 様

滋賀県立精神保健福祉センター所長

(公 印 省 略)

アルコール関連問題事例検討会の実施について

平素は、本県の精神保健福祉の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今回、アルコール問題に関する事例を通してお互いの役割を理解し合い、よりよい支援方法について検討することで、充実した協働のもと支援が行えることを目的に別添実施要領のとおり標記検討会を実施することとなりました。

参加を希望される方は、各機関ごとにとりまとめの上、別紙にて 11 月 22 日(木)までに FAX もしくは郵送で当センターまでお申し込み下さい。

アルコール関連問題事例検討会実施要領

1. 目的

アルコール依存症は、治療すれば回復する病気です。しかし、「否認の病気」と言われるように、健康問題(胃腸・肝臓障害、糖尿病、脳血管障害、癌など)や家族問題(家庭不和、暴力、虐待、離婚など)、社会的問題(飲酒運転や事故、欠勤など)が生じていても、それらの問題を本人が認めようとしないことが多いといわれており、アルコール依存症の治療をより困難にしています。

そこで、アルコール関連問題について早期から対応していけるよう、地域の関係職員が事例を通して情報交換をするなかで連携を深め、アルコール支援体制の推進を図ることを目的として実施します。

2. 実施主体

滋賀県立精神保健福祉センター

3. 共催

滋賀県湖東地域振興局地域健康福祉部(彦根保健所)

4. 場所

消費生活支援センター 3階 会議室

住所:彦根市元町4-1 (滋賀県湖東地域振興局内)

* JR彦根駅より徒歩5分程度です。彦根市役所北側の建物です。

5. 日時

平成19年12月7日(金) 13:30~16:30

6. 対象機関

①湖東管内の介護支援関係機関(地域包括支援センター、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、訪問介護等)・地域生活支援センター

②全県下の医療機関、各保健所、各市町

7. 内容

1) 講義「アルコール関連問題ケースに関わる上での視点と対応

～インテークの実際と基本的な対応～

講師:医療法人光愛会 光愛病院 診療部部長 井上 幸久 氏

2) 事例検討

助言者:滋賀県立精神医療センター 精神科部長 柴崎 守和 氏

医療法人光愛会 光愛病院 診療部部長 井上 幸久 氏

8. 申し込み及び問い合わせ先

滋賀県立精神保健福祉センター

住所:滋賀県草津市笠山8丁目4-25

電話:077-567-5010 FAX:077-567-5033

別紙

滋賀県立精神保健福祉センター あて (077-567-5033)

アルコール関連問題事例検討会参加申し込み書

参加を希望される方についてご記入ください。

職 種	氏 名	実務経験年数
		年 ヶ月
		年 ヶ月
		年 ヶ月
		年 ヶ月
		年 ヶ月
		年 ヶ月
		年 ヶ月

機関名	
連絡先	